

第25回  
消費者教育推進会議  
議事録

消費者庁消費者教育推進課

## 第25回消費者教育推進会議 議事次第

1 日 時 令和元年7月26日（金）14：00～15：56

2 場 所 中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

3 議題

- (1) 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況について
- (2) 各分科会の取りまとめについて
  - ・若年者の消費者教育分科会
  - ・地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会
- (3) 第3期消費者教育推進会議取りまとめについて
- (4) その他

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木 秀子、東 珠実、色川 卓男、岩本 諭、尾上 浩一、片山 博子、齊藤 秀樹、坂倉 忠夫、清水 かほる、曾我部 多美、千葉 恵美子、萩原 康秋、原 早苗、

幹事：金融庁総合政策局総合政策課：佐藤総合政策管理官

　　総務省大臣官房企画課：藤野課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課：川副官房付【代理出席】

文部科学省総合教育政策局

　　男女共同参画共生社会学習・安全課：田中課長補佐【代理出席】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課：高橋課長

国土交通省総合政策局安心生活政策課：吉澤課長補佐【代理出席】

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室：三木室長

消費者庁：宮腰内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、

　　伊藤長官、高島審議官、宮原消費者教育推進課長、米山企画官

5 配付資料

資料1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況について

　　1-1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況（2018年度【平成30年度】末時点）

　　1-2 若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム

資料2 各分科会の取りまとめについて

　　2-1 若年者の消費者教育分科会取りまとめ（消費者教育教材の在り方）

　　2-2 地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会取りまとめ

資料3 第3回消費者教育推進会議における審議の概要及び今後の推進会議における検討課題について

参考資料

参考資料1 若年者の消費者教育分科会取りまとめ

参考資料2 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

参考資料3 第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年6月）

○東会長 それでは、ただいまより、第25回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、飯泉委員、柿沼委員、鈴木委員、出口委員、永沢委員、中村委員、吉國委員が御欠席でございます。

さて、本日は、消費者及び食品安全を担当する宮腰内閣府特命担当大臣に御出席をいたしております。一言、御挨拶をいただければと存じます。

○宮腰大臣 座ったままで失礼させていただきます。消費者及び食品安全担当大臣の宮腰でございます。消費者教育推進会議の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、東会長を初め委員の皆様には、消費者教育の推進に日頃から大変御尽力をいただいていることに厚くお礼を申し上げたいと存じます。委員を務めていた2年の間には、消費者教育推進法に基づく基本方針の変更や、民法改正による成年年齢の引き下げなど、消費者教育に関して社会的にも大きな動きがあったと認識をいたしております。

これらの状況を背景にいたしまして、当面の重点事項として、若年者への消費者教育や効果的な消費者教育の推進を中心に御議論をいただき、教員の指導力向上のための講習内容の充実等の提言を取りまとめていただきました。

本年9月に消費者庁は設立10周年を迎えます。現在、消費者庁ではこれまでの10年の成果、そして、今後10年の展望について、骨太な議論を進めているところでありますけれども、消費者教育は間違いなく消費者行政の重要なアジェンダの1つであると認識いたしております。であるからこそ、今月には消費者教育を専門的に担う課を消費者庁内に新設いたしまして、消費者教育のさらなる推進に向けた体制を、国として整備をいたしました。

このように消費者教育が新たなフェーズへと進化していくまさに結節点となる今日、委員の皆様には議論の集大成として、安全・安心で豊かな消費社会の実現の礎となるような御議論を期待し、私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○東会長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から御挨拶があるとのことでございます。それでは、一度進行をお任せしたいと思います。

○宮原消費者教育推進課長 ありがとうございます。まずは、この7月に岡村前長官と井内前次長が退官をし、伊藤長官と高田次長が着任いたしました。

では、長官より一言、御挨拶をさせていただきます。

○伊藤長官 7月9日付で前任の岡村長官の後を引き継ぎまして、消費者庁長官を拝命いたしました伊藤でございます。

先ほど、大臣から御挨拶をさせていただきましたが、とにかく消費者教育、賢い消費者というか自立した消費者は、消費者保護と併せて消費者行政にとって非常に大切なテーマだと思っております。本日また御審議をいただくわけでございますが、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○宮原消費者教育推進課長 高田次長につきましては、本日は欠席をさせていただいております。

それから、大臣の御挨拶の中でもございましたけれども、本年7月1日に消費者庁は消費者教育を専ら担う消費者教育推進課を新設いたしました。この課ではライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するための施策の企画・立案業務を担いますとともに、食品ロスの削減などの課題への対応を図ってまいります。消費者教育推進会議の庶務も消費者教育推進課にて進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。議事次第を御覧ください。

本日の議題は4点ございます。

1点目、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況について。

2点目、各分科会の取りまとめということで、若年者の消費者教育分科会。そして、地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会。これら2つの取りまとめについて。

3点目、第3期消費者教育推進会議取りまとめについて。

4点目、その他でございます。

報道の方のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

では、1つ目の議題から審議をさせていただきます。令和元年6月14日、アクションプログラムに掲げた集中強化期間の初年度であります2018年度中の施策の進捗状況について関係局長連絡会議で申し合せを行い、17日に公表されております。その内容につきまして、本会議において事務局より報告をしていただきます。では、お願ひいたします。

○米山企画官 恐れ入ります。それでは資料1-1、1-2を御覧ください。

まず、資料1-1でございます。アクションプログラムにつきましては、先生方に御案内のとおり、民法の成年年齢引き下げのために関係4省庁、消費者庁のほか、文部科学省、法務省、金融庁とで連携して策定したものでございます。今、会長からもありましたように、今年の6月14日にその4省庁関係局長連絡会議で申し合せを行って公表しておりまして、事後的にはなりますが、先生方へ御報告させていただきます。

今、お手元で見ていただいている赤い字がたくさんある1-1という資料を御覧ください。この赤い字は何かと申しますと、関係局長連絡会議が昨年の7月12日にございまして、その時点までにやっていたことが黒い字で、その後の動きが今までの新しいところで赤字になってございます。

まず、資料1-1の上から見ていただきますと、最初に「高等学校における消費者教育の推進」で、文部科学省が中心でございます新学習指導要領で消費者教育の内容のさらなる充実と周知を徹底していただいているところでございます。特に2020年以降に高校に入

って、その子たちが成人となる3年生よりも前の1年生、2年生の間に家庭科の授業を通じて消費者教育を学べるようにということで、履修学年に関する改正を行っていただいて、それについても周知をいただいているところです。

(2) のところで、いろいろ書いてございますけれども、消費者庁としましても、文部科学省の御協力をいただきながら、全都道府県に直接出向くなどして積極的に働きかけを行ってきたところでございます。実践的な消費者教育を実施していただきたいということをございます。

2018年、全ての高校で「社会への扉」を活用した授業を行ってくださいと働きかけをしました。新未来創造オフィスを置いている徳島県1県につきましては100%やりましたという御報告だったのですけれども、それ以外のところにつきましては全県でというのはございません。

ただ、表1にございますように、域内の高等学校等の90%以上、あるいは80~90、70~80というところで、7割以上の学校で「社会への扉」を使った授業をしましたという御報告をいただいた県が6県ございました。これを公立学校だけに絞りますと、7割以上の学校でやりましたと御報告をいただいたのは13県でございました。これは実際に教材を配つただけではなくて、授業をしましたということまで報告いただいた数でございます。

そして、2019年度、令和元年度に関しましては44道府県で「社会への扉」をやりますということで、既に必要部数を各学校にまでお届けをしているような状況でございます。アクションプログラムの集中期間の最終年度は2020年度でございますので、それに向けて順調に進んでいるのではないかと考えているところではございます。

今、見ていただきました資料の2ページの上に表2がございますが、ここでも先ほど申しました国公立の高等学校であれば70%以上が13ほどの道県でやっていただくことになったのですけれども、私学につきましてはなかなか伸び悩んでいるのが実態でございます。それは今後、文部科学省とともに関係団体等を通じて私立の高等学校でもさらなる周知・広報をお願いしていきたいと考えております。

さらに、特別支援学校につきましては生徒さんの多様な特性がありますので、このまま「社会への扉」を使ってくださいというのが容易でないことは十分わかるところでございます。そのこともございまして、消費者庁では徳島県で教育委員会の御協力のもと、特別支援学校における消費者教育のあり方に関して意見交換をすることで先生方から十分なお声をいただいて、特別支援学校における消費者教育の在り方についての何らかの支援策ができるのかということで、ただいま検討しているところでございます。

時間の関係で割愛させていただきますが、その次に2ページの下のほうにございます「実務経験者の学校教育現場での活用」です。これは消費者教育コーディネーターの活用のお話でございますが、ここにも記しましたとおり、毎年やっております消費者行政の現況調査の結果によると、19府県置いておられることがわかっておりますので、当初掲げていた目標が実はアクションプログラムに載っているのですけれども、それは達成している

と言えます。ただ、この後でも具体的に御報告させていただきます地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会で、さらに消費者教育コーディネーターにつきまして議論をして、その結果を踏まえまして、全国にまた御協力をお願いしてまいりたいと思っております。

さらに、アクションプログラムのこの赤いものの3ページ目の下から4ページ目にかけてでございますが、大学等への働きかけについても文部科学省とともに進めているところでございます。

さらに、3番のところで消費者教育推進計画ですとか、消費者教育推進地域協議会の設置に関しましては、47の全ての都道府県で設置済み、政令市においては、ほぼ設置ができている状況になっております。

いずれにいたしましても、様々な関係者の御理解と御協力を得ることが不可欠でございます。文部科学省、金融庁、法務省を初め、各都道府県の皆様、それから、地域で御活躍の皆様との連携をさらに続けてまいりたいと思っております。現状はこういうところということで御報告をさせていただきました。ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、アクションプログラムの進捗状況につきまして高等学校、そして大学、さらにはその他ということで。また推進計画地域協議会等の状況につきましても御報告をいただいたところでございます。

ただいまの御報告につきまして、委員の皆様は何か御質問、御意見、あるいは御感想のような形でも結構でございますのでお聞かせいただければと思います。いかがでしょう。

千葉会長代理、お願ひいたします。

○千葉会長代理 千葉でございます。

アクションプログラムの素案をつくった者として、まず、今回の進捗状況の御報告を受けまして、赤字のところが随分増えて、確実に一歩ずつ進んでいるなという感想を持ちました。これも関係部局の方の御協力の賜物ではないかと思っております。特に消費者庁と文部科学省の間の風通しといいますか、関係性が良くなつた結果だと思うのですが、その上で、若干、2020年までの集中期間でこの辺をもう少し強化していただきたい点について意見を述べさせていただければありがたいと思っております。

まず、第1点目は、学校教育については家庭科と公民科・社会科という2つの科目が問題となります。今回は主に家庭科について改善され、教員研修も含めて多分充実しております。期待を持てる状況になってくるのではないかと思います。これに対して公民科・社会科のところなのですが、従前から社会科教員の大半は地理・歴史の先生で、消費者問題を大学で学んでいない人が多いという事情がありまして、家庭科の場合とはかなり異なる問題があるところかと思います。

この点に関連して、今日の進捗状況の資料1-1の2ページ目になりますが、公民関係のところでは、法務省が、法教育、主権・主権者教育が中心になると思うのですけれども、

その中で「司法」と「契約」というようなところでは、法務省としても消費者教育に貢献しており、一生懸命やっていますという記載がございます。実はここに記載されている「法教育推進協議会」とか「教材作成部会」ですが、消費者庁が推進している「社会への扉」とか、文部科学省で学習指導要領に基づく消費者教育の推進といった点とは別に展開されています。消費者教育推進のための協議会とは、団体としては別な団体として存在していて、これが連携・協調しないと、社会科教育における消費者教育の充実は望めないのでないかと思います。

要するに、文部科学省と消費者庁の間で消費者教育の推進について協力ができたのであれば、文部科学省と消費者庁と法務省も協力ができるのではないかということです。特に教員研修の連携、あるいは教材の連携といったところでもう一歩、この集中期間の中で着実な進展を図っていただければありがたいと思っております。これが1点目でございます。

2点目ですが、このアクションプログラムの中では、非常に組織的な連携が重要であることが記載されています。優秀な個人と個人が連携をして何か成果を上げるのも大事なことなのですが、その個人がいなくなると、結局、消費者教育は推進しないことになりますので、組織的連携のもとで権限を持った方、あるいは能力を持った方が力を発揮していくことが非常に重要です。この中央官庁のところの連携もそうなのですが、教育自体は基本的に県レベル、あるいは市町村レベルで、教育委員会とか教育庁が中心になって行うことになりますので、地方公共団体のところで組織的連携のレベルを上げないといけないことになります。

資料の1-2のところで、我々もいろいろ検討した結果、案にも入れ、また、4省庁の関係局長連絡会議でも決定いただいたところですけれども、資料1-2の3ページ目の「有機的に連携した継続的な体制の構築」のところで、一応、文部科学省のサイドとしては、教員育成協議会を活用すると記載されています。これはできたばかりの組織で、これ自体が動いていないという問題があるのですが、この中に分科会を設けて、主権・主権者教育だけではなくて、消費者教育についても協議する場を設けることが必要になります。

このような協議会を通じて、教員養成の大学、それから、教育関係の行政の方（教育庁とか教育委員会）、消費者行政の担当者、そして、そのもとで消費者コーディネーターまで参加資格を認めて、そこで組織的に連携を図って有機的に継続的な消費者教育の体制づくりをしていく話をしてきたわけです。ところが、この教員育成協議会自体がまだなかなか動いていない。その中で今言った少なくとも消費者関係と教育関係の関係団体が組織的に関連する場がなかなか設置されていないので、この辺の核になる組織を2020年の集中期間までに何とか頑張って作っていただきたいというのが、二つ目の意見です。

○東会長 ありがとうございました。

ただいま、千葉会長代理から2点、いずれも連携に関わる内容でございますけれども、消費者庁、文部科学省だけでなく、法務省も同様に関係性を深めていくて教員研修、教材などにおいても連携していく。

それからもう一点、中央、そして地域における組織的連携で、消費者関係のところと教育関係のところについて連携する場が目に見える形でないので、そういう核になるところをつくっていくことに関して御意見をいただきました。ほかはいかがでしょうか。

清水委員、お願ひいたします。

○清水委員 全相協の清水です。

先ほど「社会への扉」の活用事例という御紹介がありました。私は名古屋市消費生活センターに勤務している相談員です。先日、地元の専門学校で600名、200名と400名に分けて2回消費者教育の講座をしたときに「社会への扉」を使わせていただきました。

これはセンター所長が、是非国のアクションプランにあるので使用するようにということで、中にはボリュームが多過ぎて使えないという相談員もいたのですが、とてもまとまっていて1時間の中で全部はできませんけれども、12のクイズのうち5つぐらい利用しました。やはりインターネット通販でクーリングオフができると手を挙げた学生が多かったです。

もう一つは188が何の番号か知らない学生がいかに多かったかということから、やはり「社会への扉」を全国共通ツールとしてどんどんやっていかなければいけない現実があることを今日はお伝えしたかったのです。以前、推進会議で「社会への扉」のパワーポイントを作ってほしいと提案し、消費者庁の方に忙しい中で作っていただきました。おかげさまで、200名と400名の会場で見える化で実施できましたので、非常に助かりました。

ここで愚痴を言つてはいけないのですが、相談の現場は、非常に相談が増えて、ほとんど電話に追われています。パワーポイント1つ作れなくて、自宅でつくるという現状があります。共通ツールの中で冊子とパワーポイントを作つていただいたことが非常にありがたいということと、今後、こういったツールを全国でいかに多くの相談員、もしくは教育関係者が使っていくために、今後も議論が必要かと思いました。報告です。

ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございました。「社会への扉」を御活用いただいてということでございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そういたしましたら、連携の仕組み、組織に関すること、あるいは「社会への扉」などの教材、共通したツールを一層活用していただくことについて、御意見を頂戴いたしました。本件につきましてはここまでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 ありがとうございます。そういたしましたら、消費者庁から委員の御意見への受けとめ、あるいは今後の取り組みについての御説明があればと考えておりますが、いかがでしょうか。

では、宮腰大臣に直接いただくということで、ありがとうございます。

○宮腰大臣 長時間おれないでの、誠に恐縮でございます。

今ほど千葉委員、清水委員から御発言をいただきました、若年層の消費者教育は本当に大事だと思っております。

今日のこの資料の中にも書いてあるのですが、私も今年の1月から3月にかけて、消費者庁の担当の政務三役と消費者庁の幹部で47都道府県を全部回ってまいりまして、知事初め副知事、あるいは担当の部長の方とも意見交換をしてまいりました。そのときにやはり今おっしゃったような、例えば自治体における消費者担当部局と、あるいは教育関係の部局の連携が極めて大事ではないかと。高校であればほぼ県がグリップしているということで、県の判断でやろうと思えばしっかりできるのですが、中学校、小学校段階であれば大半が市町村立でありますので、市町村長、あるいは市町村の消費生活センターなどと教育委員会との連携が大事になってくると思います。

例えば香川県を訪問させていただいたときには、高松市で小学生向けの消費者教育をやっている。とりわけ金銭管理についてやっているということでいろいろな事例も聞かせていただきまして、また、消費生活相談員の方が小学生から「お金の大切さ、どう使えばいいのかよくわかりました」といったお礼のお手紙をいただいたということもお聞きをいたしました。やはりできるだけ若年層、できれば小学校、中学校からの消費者教育、とりわけ金銭管理などについて、まずは高校段階で全てのということは大事なのですが、それからさらにやはりもう少し若い層にも必要なのではないかなどと考えております。なかなか家庭では金銭管理は余り教えていないのではないかと思っております。いろいろな意味で、この消費者教育はこれから大きなテーマになってくると思っております。

今日は消費者庁と文部科学省の風通しはよくなつたけれども、法務省との連携はもう一つだといったようなお話、あるいは自治体レベルでの連携も大事であるといった御意見。さらには「社会への扉」の活用、あるいは相談員さんにとっては、このパワーポイントの資料が大変助かると、つくる暇もないのだという、相談員の方が時間がないのはよく認識しております。相談件数が本当に増えてきて、相談員さんの数がなかなか増えない。相談員さんを増やしてくれということも、実はお願いを受けまして、その財源も地方財源としてしっかりと行っているはずなのでということなどを申し上げて、広域的なセンターづくりも含めて相談員さんをしっかりと増やしてもらいたいということもお願いをしてきたわけであります。

御挨拶の中でも申し上げましたけれども、今回、取りまとめをやっていただくということでありますが、これをどう今後生かしていくか。ちょうど消費者庁設置丸10年という節目の年で、設置されたときよりも消費者教育の重要性は本当に大きくなつてきているのではないかと思っております。是非いいお取りまとめをいただいて、今後の消費者行政にしっかりと生かさせていただきたいと思っております。

今日は途中で失礼させていただいて、誠に恐縮でございますが、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

○東会長 宮腰大臣、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします

す。

○宮腰大臣 申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

(宮腰大臣退室)

○東会長 そのほか、何か事務局から御回答ないし、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、大臣からも御意見への御理解、あるいは消費者教育推進を今後も御支援いただけたという旨のお話をいただきましたので、私どももこの後また議論をして、取りまとめをしっかりと確認してまいりたいと思います。

では、次の議題に移ります。次の議題は各分科会の取りまとめについてでございます。若年者の消費者教育分科会、そして地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会、この2つの分科会においてはこれまで複数の議論を重ねた結果、それぞれの分科会で取りまとめがなされております。これにつきまして、事務局から報告していただきます。初めに、若年者の消費者教育分科会の取りまとめについて、お願ひいたします。

○米山企画官 それでは、また事務局から御説明いたします。資料の2-1と右上に書いてございます「若年者の消費者教育分科会取りまとめ（消費者教育教材のあり方）」を御覧ください。こちらは色川先生に座長をやっていただきまして、取りまとめていただいたものでございます。最終的な案になるまでに委員の方々にもいろいろとお目通しをいただき、御意見をさらに付け加えていただき、どうもありがとうございました。

まず、めくっていただきまして1ページ目のところにありますように、この分科会がなぜ置かれたかということでございます。「はじめに」のところです。基本方針の当面の重点事項に掲げております1つ目の若年者への消費者教育の方策について検討することが目的でございました。先ほど千葉会長代理からの御発言にもありましたけれども、去年の段階で教員養成や教員研修についての取りまとめをしていただきまして、その中身はアクションプログラムに反映されているところでございました。今回のこの分科会としましては、消費者教育教材の提供方法や効果的な周知、消費者庁で小中向けの消費者教育教材をつくるかどうかといったことも議論をしていただきました。

先に後者のほうです。消費者教育の教材を更につくるかというところにつきましては、既に作成しております「消費者センスを身につけよう」という教材が、現在も十分活用できるというような形で委員の皆様から御意見をいただきましたので、消費者ホットラインの番号の変更ですか、ガラケーを持っている絵を全てスマホに変えるとか、そういう形で御助言をいただきまして、あと、表現のふさわしくないところを少し直したりというようなことで改訂をいたしました。これは2ページ目にもありますように、既に消費者庁ウェブサイトに公表しているところでございます。ということで、消費者教育教材の提供方法及び効果的な周知を御議論いただいたものです。

この第2のところで、教材をめぐる現状についてと書いてございますが、これはここにもあります地方消費者行政の現況調査の回答をもとにしまして、各地の自治体にさらにヒ

アーリング、情報収集をしたものでございます。24回の推進会議でも若干御説明をしたかと思います。

3～4ページに自治体が作成した消費者教材の現状といったことをざっくりと書かせていただいているのですけれども、自治体でつくった資料はほとんど紙媒体ということや、それが他の自治体での活用を想定していますかということに関しては、ほとんどできないというような形で、ウェブサイトからはダウンロードできるけれども、他の自治体にも提供しますかということだとほとんどしていないような実態がわかつてまいりました。

分科会の御意見もいただきましたところ、紙媒体の資料は大事なのだけれども、ほかで使えないこと。それから冊子をダウンロードして印刷するとなると、かなり費用面でも難しいとか、カラーは無理だとか、そういった現実的な声をたくさんいただきました。

そういうことも踏まえまして、さらにポータルサイトとの関係で言いますと、当該調査の中で自治体が作成した教材は16%しか掲載されていなかったという状況でもございました。そこで消費者教育ポータルサイトなのですが、委員の皆様は御案内のとおりかと思いますけれども、平成21年から置いているもので、21年当時の最新の考え方でつくっているものでございました。5ページのところに、消費者教育ポータルサイトの基本方針で縷々書いております。すばらしい教材が地方にあっても、その地方に存在する教材がなかなか自分のところに、どこにどんな教材があるのかがわからない。それが一覧できるようなサイトが必要であるということがこの設置の趣旨でございました。

ただ、こちらのポータルサイトの形は、検索した情報のリンク先がわかるものなのです。そこで教材がぱっと出てくるというよりも、どこにあるということを教えてくれる。それでももちろん意味はあるのですが、リンク先となるとなかなか管理が十分できないこともあります。

そして、さらに衝撃的だったのは、7ページのところにも書いているのですけれども、例えば「社会への扉」を消費者教育ポータルサイトからアクセスしてくださった数が、300ほどでした。それが同じ期間ではほかのところから何らかの形で「社会への扉」にアクセスしたものが300万でした。ということで、消費者教育ポータルサイト自体の意味がちょっと違うのではないかと。昔は検索エンジンがそれほどなかった、今でしたらスマホで簡単に検索できる時代に変わってしまっていることが明らかになったということです。

8ページのところから課題としまして、自治体でつくっているものは、印刷がなかなかできないし、その地域限定になってしまっていること。それから、ポータルサイトの教材についても、ポータルサイトにその教材を載せていただいているところ自体も少ないし、ポータルサイト自体もそれほど使われていないことがわかったということです。

9ページのところで、まず、教材のあり方として教材冊子というのはもちろんいいです。紙媒体もいいのだけれども、今後、先ほどの清水委員のお話にもあったのですけれども、加工可能で自由に出し入れができる、紙ベースであってもプリントアウトするのが容易なものだと、加工が容易なものという形式でできるだけつくってもらえるように働き

かけていく必要があるのではないかと。冊子がだめだとか言っているわけではないのですけれども、活用とか汎用を考えるとそういうものではないかと。ちなみに「社会への扉」もつくりましたと報告の中にも書いてございます。

そして、それだけではなくて、サイト自体の全面的な見直しをしなければならない。実際に教材リンク集ではなくて消費者教育の実践例とか、すぐに使えるネタ、先ほどのパワー・ポイントも含めてだと思いますが、ワークシートであったり、指導案であったり、いろいろな状態でぱっと使えるものをもっと厳選して検索しやすく置くような工夫をしなければならない。

例えば消費者庁として、教材そのものがどうのという以前で消費者問題の解説だとか、消費者教育とはこうだというもの、そして消費者教育で使える素材といったものを社会的な課題を広く集約して情報発信ができるようなサイトにしていかないといけない。利用者目線に立って、閲覧がしやすい形も考えないといけないという御意見をいただいた提言という形で書いているところでございます。

ポータルサイトの見直しが今回の報告をいただいた取りまとめのメインの書き方にはなっているのですけれども、実際の議論の中では教材の活用例とかの情報の収集と発信、サイトに置いていますではなくて、どのように発信していくのかとか、困った方とのやりとりみたいなことも何か方法がないのかといった具体的な情報発信のあり方も検討課題です。

あとは出前講座といったものでも、出前講座の在り方みたいなものも教材の活用と同じような形で情報提供していったほうがいいのではないかと11ページのところに書いております。現場のニーズをきっちりと的確に把握した上で見直していくことを消費者庁としてはやるべきであるというような取りまとめになっております。以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。

ただいま、若年者の消費者教育分科会の取りまとめということで概要を御説明いただきました。中学校の「消費者センスを身につけよう」を修正したり、教材作成の状況の調査をし、それとの関連でポータルサイトの見直しも含めて多面的に御検討をいただいたところでございます。座長の色川先生、そして、委員の先生方、お疲れ様でございました。ありがとうございます。

これにつきまして、何か御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

原委員、お願ひいたします。

○原委員 是非この方向でやっていただきたいと思っています。今日、推進会議があるという話を2カ月ぐらい前から周囲にしていましたら、是非このポータルサイトの見直しをやってほしいという方が複数いらっしゃって、実際にポータルサイトでフリーワードで検索はできるのですけれども、検索をかけると多くの情報が出てきて、でも、結局は使えないみたいな形でとても利用勝手が悪いと言われております。せっかく課ができたわけだから人員も配置できるでしょうから、是非このポータルサイトの見直しはやっていただきたい。

このようにして取りまとめておられるので、方向性としてはこの方向だと思うのですけれども、具体的には実際に使われている人たちの意見も聞いたりして作成をしていくことをお願いします。少し具体化のことがあるのだったら聞かせていただけたらと思います。

○東会長 お願いいいたします。

○米山企画官 もちろんこの取りまとめをいただいた結果をこれから課できちっと進めていくという意味で、細かい点はまだではございますが、まさに先生に言っていただきましたように事務局の中でやるということではなく、何らかの形で、有識者ですか、実際に使っておられる方も含めましての御意見を承る会合、会議なのかヒアリングなのかちょっとそれもわかりませんが、それは是非行いたいと思っております。

そして、サイトの中身に関してはそういう有識者の御意見ですし、あとはサイトのつくりとしても日進月歩でございますので、一生懸命つくった途端にそのシステムが古くなるということも聞きますので、そういったことのプロの方にも御相談をしていくような、ちょっと時間をかけて、いつまでもという意味ではなく、拙速に適当にではなく、きっちりと検討してつくりたいと考えております。また御相談させていただくこともあるかと思います。

○原委員 よろしくお願ひします。

○東会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますか。

それでは、岩本委員、お願いいいたします。

○岩本委員 実態を踏まえた見直しの案を取りまとめさせていただいて、大変ありがたいと思っております。ポータルサイトの見直しにつきまして、今、企画官から日進月歩の見直しが必要であると言われましたけれども、実はこれは消費者教育として教えるべき内容についてもそうでございまして、先ほど幾つかの例がございました。例えば「社会への扉」についてもむろん契約の部分、あるいは救済の部分は、大変しっかりとよくできておりますし、今の「社会への扉」自体、個々の現場への対応の部分につきましては、かなり十分対応できるとは思います。

例えば勧誘の問題とか、広告の問題とか、さらには現在一番大きな問題というか取り組まなければならないのは、要するにキャッシュレスの部分なのです。こうした部分については、どんどん盛り込んでいく必要があるわけでありまして、そうしたいわば時代の変化と喫緊の問題についての取り組み、対応の仕方についてどう教えるかという部分と、それから、さらにより重要なのは基本的な消費者教育の理念の部分についてです。

これは教員の側もそうでございまして、何のために教えているのかということと、それから、教えてもらう生徒さんも消費者教育とは一体何なのかと、基本はどこにあるのかという、特に消費者市民社会への提議が去年あって、その消費者市民社会を構築するために消費者教育が行われるということは推進法に書かれているわけでございますから、その変わらない部分、定性的な部分をしっかり教えるという2本立てで常に不断の見直しをして

いく必要がある。

そうしたモデルがあることによって、全国の様々な団体や関係者がつくる消費者教育のテキストのいわば全体的な底上げにもつながっていくことになりますので、そういうことも踏まえたポータルサイト全体の見直しと、教育として教えるべきことは何なのかというところの常に不断の確認と改正の努力をしていただきたいなと思っているところでございます。

○東会長 ありがとうございました。

ポータルサイトはもちろんですけれども、消費者教育全般ですね。常に時代を踏まえた対応について考えていくことで、あるいは今言っていたように、何のために消費者教育をやっていくのかというあたりも、こちら側からもそうですし、やはりそれが受ける側にもきちんと伝わるように押さえていく必要が非常にあるということを改めて私も感じました。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

色川委員、お願ひいたします。

○色川委員 ポータルサイトに関してはずっとかかわらせていただいて、本当に残念な感じの結果が出てしまって私は寂しかったのですが、ただ、現実は現実として受けとめて、今後また見直しを含めて取り組んでいただきたいと思います。1点だけ補足というか、私が思っていることを1つお話しさせていただきます。

10ページなのですが、ポータルサイトの見直しの中に両括弧が3つほど挙がっていて、2つ目のところは事務局から説明があったのですけれども、2つ目と3つ目が少しあわかりにくかったかもしれませんので私から話しますと、2つ目はいわば消費生活センターさんの中の担い手のことです。消費者教育とかをやる担い手さんがいろいろな形で困る可能性がある。

つまり学校からいろいろな問い合わせがあつたりして「こういう教材ありませんか」とか「こういう内容についてどう教えればいいのでしょうか」とか、いろいろ問い合わせがあつたときに的確に対応するためにはそれだけの情報なり知識がないといけない面があるだろうということです。そういう点を国から定期的に情報を渡すことでカバーできないかということで、この（2）が入っています。拠点化の担い手さんを支援することは、ポータルサイトの見直しになるかどうかわかりませんが、情報の流し方としては、そちら向けの情報の流し方もとても大事ではないかと考えて、ここに（2）が入っているという意図です。

ですから、ポータルサイト自体は見直していただきたいのですけれども、もう一方、地方に対しての支援の仕方を情報発信の面で考えていただければと思っています。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。少し補足の説明をいただきました。

ほかに何かございますでしょうか。

萩原委員、お願ひいたします。

○萩原委員 今、色川委員からもお話がありましたように、消費生活センターとしましては、やはり教材をどのように使うかというのは非常に重要なところでございます。ほかの消費生活センターではどんな教材を作成しているかと教育担当は検索をするわけでございます。こうした中で、活用させて欲しい教材があれば各自治体の消費生活センターに電話をして、使ってもいいですかというようなお話をしても、よければそこからダウンロードするという積み重ねがある中では、色川委員がおっしゃるとおり、もし情報をいただけるようなことがあれば非常に助かるところがございます。

また、逆にこちらの消費生活センターで作成した資料も今までお問い合わせがございまして、そういう場合には当然ホームページにも載せていますし、公開されているもので、是非どうぞという形で当消費生活センターとしては行っています。こうしたどこで見ればいいかとか、どんな情報があるというような情報の集約があると非常に助かるなと思ってございます。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。

色川委員の御意見に賛同いただいたものでございます。ポータルサイトを見直すときに重点の2つ目に挙げられている事項になりますけれども、消費者教育の拠点という消費生活センターで消費者教育の担い手となっている相談員その他、関係の方々が困らないよう、あるいはより効果的、効率的な消費者教育を行えるように、そういうところに対する情報発信をきちんとしていただくということでお願いしたいと思います。

ほかはいかでしようか。

清水委員、お願ひいたします。

○清水委員 時間がないところ、すみません。今の関連なのですが、分科会でお話した件です。私たち相談員には、相談が困ったときに国民生活センターの経由相談があります。それでアドバイスをもらうのですが、例えば国で教育110番をしていただいて、情報提供をしていただきたいです。消費生活センターによってはできるところとできないところがありますので、消費者教育推進課に110番みたいな、ホットラインができたらいいなと思います。

○東会長 ありがとうございました。

また、そういった観点での今後の検討についても、していくといいなと思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしようか。

それでは、こちらの「若年者の消費者教育分科会の取りまとめ」につきまして、今いただきました御意見をきちんと踏まえた上で、またこの先へつなげていくようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次にもう一つの分科会です。「地域における消費者教育の充実に向けた連携

に関する分科会」の取りまとめについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○米山企画官 それでは今度は資料2-2を御覧ください。「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会取りまとめ」でございます。まず、こちらも、今日お配りしている資料は印刷物でございまして、この後にこのような資料がいっぱいについてございます。取りまとめの表紙をめくっていただきまして、表紙の裏のところに目次と別紙とか参考資料という名前がずらっと書いておりますが、これが今の束の部分でございます。今、そこまで御説明する余裕はないのですけれども、そこまでがセットでこの分科会の取りまとめとして、公表されるものと御理解ください。

まず、この分科会は何をするところかというのは、先ほどの分科会が基本方針の重点課題の重点事項の1つ目でしたが、今度は2つ目です。消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進の方策を検討する分科会でございました。そのことがここ1ページ目のところに書いてございます。消費者教育推進会議第24回を1月に開催したときに、まず、今申し上げました後ろに付いている資料を先生方にみんな見ていただいたものでございました。その見ていただいた資料をもとにコーディネーターを取り上げる。そのコーディネーターについてとか、いろいろ今後お話ししたいことはどのようにいたしましょうかと最初に御意見を頂戴してからスタートしたものでございます。

その最初の段階から既に各地でいろいろな取り組みをしている。先進的なところもあれば、まだまだそれほどでもない。でも、コーディネーターはいると言っている。いろいろなタイプがあることは、こちらでも皆様方に見ていただいたところでございました。

そういうことですので、これから御説明する地域の分科会にもありますけれども、若年者の分科会以前に、基本方針にそもそもコーディネーターとは何かと定義しておりますということが、2ページ目に書いているところでございます。

コーディネーターは第2期の消費者教育推進会議の取りまとめの中などにも、これからも引き続き検討していきますとも書いてあるし、いろいろなところで登場しているのです。ただ、資質とここに脚注に入れていますけれども、なかなか資質というのは日本語的に難しくて、こういう人というよりも、どのようなことをやっているとコーディネーターと言えるのかみたいなことは、かなり御議論はいただいていたのですが、では、実際には何をする人というところが地域によって御理解の幅があったことをここに書いています。

そして、若年者の分科会、先ほどから出ていますが、教員研修の話をしたときにコーディネーターはこういうような人ですねということを取りまとめていただいたのが3~4ページにわたる四角の中でございます。

そして、4ページ目の下のところに分科会の取りまとめについては、学校のほうがメインだけれども、地域のほうも大事ですと書いてある。学校であれば、まだ難しさはあるとしても教える場とか、教える人のイメージが湧く。でも、地域はそこまではなかなか難しいのではないかという御議論のことも書いております。

多様な場とか、関係者をつなぐことが必要だということで5ページの下のほうに、地域

ごとにいろいろな関係者との連携協働が必要だといったことをまた書いているので、この第2に記載していることはこれまでの復習、初めてお読みいただく方にイメージをわかつていただくようなところございます。

この分科会で何をしたかと言うと、先ほど第24回の推進会議で見ていただいた資料に基づいて、現地で実際にやっておられる方々に来ていただいて御意見を聞いた、ヒアリングをしたことが6ページ目以降から記載しているところでございます。

県の消費者教育コーディネーターの方が多い中でも、山形県のような何人かを新しく採用しているところ、島根県のように行政職員が中心になってやっているところ、大阪府のように地域にある団体が委託事業として全部請け負ってやっているところと、様々な形態がありますということをまとめて書いているところでございます。

その分析といいましょうか、簡単に整理をしたところが10~11ページでございまして、このあたりは分科会の委員の先生方に御意見をいただきながら一応整理をしたということでございます。中身的には11ページの第4のところが、こちらの活用の在り方というような具体的な話になっていくわけです。繰り返しになりますが、実際に各地にコーディネーターはあるのだけれども、今、ヒアリングした3つがいいとか悪いとか、そういうことを言っているわけではなくて、例として挙げただけであります。地域における消費者教育推進のために一体どうなったらいいのだろうかと、個人、コーディネーターではないかというような話にざっくりすると書いているところでございます。

12ページの下の四角にありますように、地方公共団体は域内で一定の質、量の消費者教育の機会を届けるための枠組みをつくるなくてはいけないのだという、そういったあるべき姿を見据えた戦略的な全体像を企画・立案することを行政の仕事としてやってほしい。その中に消費者教育コーディネーターがいて、コーディネーターは今言ったような企画・立案の総合調整のもとで具体的な消費者教育に係る政策を効果的、機動的に実現するためにつないでいく。ずっと言っている定義がここです。多様な関係者や場をつなぐコーディネート業務を担う人として活躍していただく。

そういう形にしないと、コーディネーター個人がいろいろ人脈を持っていて、つないでいただけるのはもちろんありがたいし、それを排除するものではないのだけれども、そういう人がいなければできないと、コーディネートではなく組織としてなっていくべきだらうということを、先生方と御議論をいただいたところです。

13ページにコーディネーターと行政の関係ですとか、そこにいるコーディネーターがどのような方で、どのような専門を持ってくるのかといったことが書かれているところでございます。

そこらを踏まえまして第5のところ、14ページから「地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に関する提言」で、要するにコーディネーターがコーディネーターとして活躍できるためにはどうあればいいかという提言です。まず、地方公共団体による企画・立案と総合的な調整を確保できるようなコーディネート機能が強化されるようなことを国

は支援すべきだと書いています。域内で実施する消費者教育の内容、どこの分野を中心に取り上げるのかは地域によって様々ですから、そういうものを調整しながら、地域の行政機関が準備を整えていくのだと書いています。

国民生活センターが既にいろいろな研修をしてくださっていますが、その中で特にこの消費者教育担当のものについては、コーディネート機能を強化するような視点を持ってやっていただきたい。国民生活センターにやってくださいと言っているわけではなくて、そういう場を利用して研修をすべきですということが書かれています。

それはもちろん枠としての地方行政のですけれども、2番目として、消費者教育コーディネーター相互の情報交換、消費者教育コーディネーターはいろいろな方がいらっしゃることが前提です。同じぐらいのレベルで同じような専門を持った人がばっと全国にいるわけではないとなると、いらっしゃる方々相互の情報交換で切磋琢磨というと違うのですけれども、情報交換でスキルアップをしていただく。そういう場を国が用意すべきだということでございます。何か研修をしたらすぐにできるという仕事でもありません。実践の中で磨いていただくのだけれども、実際にヒアリングした地方の方たちも、コーディネーター同士の話ができるとすごくいいと複数の方がおっしゃっていましたので、そういうことを委員の先生方にこの御提言に結びつけて言っていたところでございます。

コーディネーター会議という会議かどうかともかく、集まって意見を言って相互交換していただく中で国はもっとこうして欲しいとか、こんな情報が欲しいとか、先ほどのポータルサイトとも結びつくのですけれども、こういう情報が欲しいとか、こんな取り入れ方ができるといいとか、そういうことが具体的に聞ける場にしたいと書いているところでございます。

15ページの3番目は、その両方を踏まえてなのですけれども、実際に連携先となる主体の発掘だとか、担い手の確保といったことが、それぞれの地域で重要になってきます。それは地域ごとでいろいろ特徴がありますから、一律に国でパッケージというわけにいかないとしても、普遍的にできること、環境整備も国としては考えいかなければいけない。

そのために地域協議会を全国都道府県に置いていただいているし、推進計画も立てていただいているのだけれども、今、いろいろ中身はばらばらでありますので、その推進計画のPDCAサイクルもちゃんと回していくようなものにしていくという、コーディネーターがいてコーディネート機能があって、そして、こういう計画の中で地域ごとの教育ができる姿になるようなこともきっと提案を行っていく。国として支援をしていくべきだということが3番目でございます。

終わりに、まとめのことが書いてありますが、引き続きなすべきこととしては、最後のほうに挙げているところで、16ページにありますが、計画の話、それから協議会といったことを具体的にはまた情報収集をして、各地の事態を把握した上でどうしていくのがよいかを分科会で検討していくべきであろうと書いております。コーディネーター会議ができるだけ早くできることで、具体的な方向性が考えやすくなるのではないかということもこ

こには書いているところでございます。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

ただいま、地域連携の分科会の取りまとめにつきまして概要を御説明いただきました。御説明にもありましたように、この分科会ではまず消費者教育コーディネーターのことを中心に議論するということだったのですが、前半部分ではこれまでコーディネーターについて検討されてきた内容を確認した上で、後半でヒアリングなどをもとに3つの提言が掲げられております。特にコーディネーター自体よりも地方公共団体のコーディネート機能を強化すると。それが重要なのだという結論に至っておりまして、それについての提言がございます。

また、今後のことにつきましては、地域連携という大きなテーマの中の、今回は消費者教育コーディネーターに絞った議論でございましたので、計画や地域協議会のことなどは今後また検討していく必要があるということでございました。私もこちらの座長をさせていただいていたので、少しまとめのような補足をさせていただきました。こちらの委員を務めていただきました方々、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

原委員、お願いいいたします。

○原委員 私はこの分科会に傍聴に入り、いろいろなヒアリングも聞かせていただきました、ありがとうございました。

感想と意見ということで、感想なのですが、山形、島根、大阪だったと思うのですが、それぞれ皆さんのが工夫をされて、アイデア勝負みたいなところもあって、かなり個人の力量によっているというか、それぞれの地域のやり方で取り組んでおられる印象が強くて、今までの取り組みだからそれはやむを得ないと思うのですが、これを一般化するのはちょっとやはり違うのかなという感じがしました。ただ、こういうコーディネーターの役割の必要性と重要性については十分わかっているところではないかなと思っております。

それで意見なのですが、実際に今後も継続して検討を重ねられるので、その中で出てくるとは思うのですが、ここにイメージ図があります。この中で具体的には真ん中に消費生活センターを置いて、その下に消費者教育推進地域協議会がありまして、ここが結構主体的に活動をしていってもらえるのではないかというような書き方になっているのですが、実はそんなに機動力が発揮できるような組織とは思えない。

今、私の友人がある県の教育委員会に所属していまして、その前に消費者行政を出たり入ったりで20年近くやっている人が、初めて教育委員会に所属しているのですけれども、教育委員会と消費者行政部局との連携した会議体をつくって、確実に消費者教育を取り上げていくことを始めております。ここに教育部局と消費者行政部局の連携は書いてはありますけれども、私としては、消費者教育推進地域協議会は調整的なことはやっておられると思うのですけれども、機動力という点では、やはり直接学校とか、教育委員会に働きか

けるこここの連携のところを具体化していくことを是非進めていただきたいと思います。

このラインであれば、行政の中でも人事異動とかそういう中でできることなので、普遍的に全国で取り組めるということで、個人の力に頼るということではなくて進んでいくのではないかと思っておりますので、是非検討の際にはお願ひをしたいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

先ほどアクションプログラムのところで千葉会長代理がおっしゃってくれたこととも重なってくるお話をございました。

千葉会長代理、何かございますか。

○千葉会長代理 では、続きまして、消費者教育コーディネーターについて発言させてください。消費者コーディネーターも至るところに出てきまして、連携と書いたら必ずそういう人がいるポンチ絵が出てくるわけです。組織を線でつないで全体的に教育推進を進めていこうという今回の分科会の方針、提言は、消費者教育コーディネーターを組織の中にはっきりと位置づけしており、大変よかったです。

要するに地方公共団体におけるコーディネート機能の強化がないと、消費者教育コーディネーターを仮に置いたとしても、点としての力でしかないことが、これではっきりしたのではないかと思います。その上で、今、原委員からもありましたけれども、では、線としてとか、組織として考えたときに、今後どういう方向で進めていくのかという点については、多分次期の会議でもう少し詰めていただかないといけないのかなと思いまして、それに向けてちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、大事なことは先ほど申しましたように組織として連携できる状態が前提だとしますと、消費者行政部局だけではなくて、地方のところでいきますと、教育庁とか教育委員会がポンチ絵にないといけないと思うのですけれども、それがまず庁内連携で下のほうにちょっと書いてある状態になっていまして、見た感じ、これはちょっとまずいと思うことになります。

もちろん本文のところではそうではなくて、そういう方向でとは書いてあると思うのですけれども、学校のほうは前の分科会である程度できておりますが、今回は学校教育にとどまらず、社会教育まで含めてですから、より庁内連携のあり方について、関係部局のところと消費者行政部局の関係についてどうするのかを明確に押し出したほうがいいのではないかと思います。

その上で、その下に消費者教育コーディネーターが行政部局の中に位置づけられており、学校教育における消費者教育のコーディネーターのところもそういう位置づけでしたので、一貫して組織の中で働く人という位置づけだと思います。ただ、コーディネーターの位置づけとの関係で今回いろいろなサンプルが出てきたわけです。行政部局は多分定員内職員ということで、人が変わっていくかもしれないけれども、権限としてどういう仕事をするかを明確にすることによって、これに対応していただく。これに対して消費者教育コーデ

イネーターは、やはりコーディネートしていくためには人的なつながりが非常に大事なので、定員外職員になるのかもしれないですが、専門性の高い人を置くような、要するに二刀流というのですか、そういう体制づくりをしないと回っていかないのではないかと思います。

3つのサンプルが出てきましたが、私は関西において、大阪については、みんな専門性が非常に高い方が担当されていると思うのですけれども、ただ、組織的という観点からみますと、行政組織の中に位置づけないで、全部業務委託してしまっているわけです。このような方式をとると、府内連携が非常に働きにくくなるという問題があります。これはまずいとむしろ言うべきではないかと思います。提言の中に業務委託もあり得ると書いてあるのですが、これはちょっとまずいのではないかと思っております。

先ほど言いましたように、行政部局の中できっちり位置づけた上で、具体的な業務を委託するのはいいのですが、全体業務を委託するのは非常にまずいやり方だと思います。これは意見になるかと思います。

もう一つは、地方のコーディネート機能を強化するときに、消費者行政部局のところで基本的な考え方を作成したり企画することが前提になることで、原委員からも、これは本来消費者行政部局のやるべき仕事ではないか、消費者教育推進地域協議会のところにその機能を持たせるのはなかなか難しいのではないかというご意見がありましたが、私も同意見であります。

企画・立案をちゃんと組織内でやるとすれば、やはり消費者行政部局で責任を持つべきで、これに対して適切な意見を言うのが消費者教育推進地域協議会だと思います。要するに消費者教育の担い手として、ポンチ絵の右のほうに書いてある人たちの代表の方も入っているし、それから、学識経験者とか、そういういろいろな人も入っている中で、この方針でいいのかどうかを聞く場として、つまり今のこの会議体と同じようなものとして、消費者教育推進地域協議会を活用する方向が必要なのではないかと思います。

○東会長 ありがとうございました。

この関係部局と消費者行政部局との関係を明確にもっと強く、きちんと押し出していくと。その中で今、千葉会長代理から具体的な御指摘としてコーディネーターに関して業務委託といいますか団体に、今回、大阪がちょうど事例に出ていましたけれども、ああいうやり方についてはヒアリングをしてそういうものもあったということで。そういう可能性についてももちろん言及しているのですけれども、その是非といいますか、今後また、この続く会議では考えていくべきではないか。あるいは消費者教育推進地域協議会にいろいろなことを任せるのではなく、企画・立案はちゃんと行政部局でやって、そこにこの協議会から意見を言ったり、むしろ推進地域協議会をその企画・立案に対する運用面で活用していくという、そんなニュアンスですかね。

○千葉会長代理 ちょっと補足しますと、ここでも提言とかいう形ですると思うのですけれども、具体的に企画・立案する前の段階で意見を聞いたりとか、何が問題かを消費者教

育推進会議でいろいろ考えていただくことで、その前提として、消費者基本計画自体を地方公共団体のところで地方の実情を考慮した上で策定する必要があります。消費者教育についても、地方に応じた基本方針をつくるべきだろうと思います。

○米山企画官 推進計画がまさにそれです。ここに書いてある消費者教育推進計画を今、都道府県で。

○千葉会長代理 そうですか。それは工程表がついているわけですか。多くの消費者教育推進計画は、同じようなマップが出てくるのですが・・。

そうではなくて、5年なら5年という期間を区切って、自分の地域の中でここが遅れているからここを推進するとか、そういう具体的な政策目標をまず地方の行政部局がきっちり作った上で、これに対してどのような具体的な施策があり得るのかを消費者教育推進地域協議会に諮って提言を出してもらうとか、そういうものを参考にしながら具体的に策定をして、それに対して工程表ができる、ここまでできましたというようなものを考えていくべきではないかと思います。最近の行政のノウハウになりますが、そういう状態にならないと、やはり計画をつくっただけとか、言っただけという状態になって、推進していくのではないかと思います。そういう意味のものをつくるのがむしろ地方の消費者行政部局において大事なのではないかと感じているところです。

○東会長 ありがとうございます。

恐らく、今、千葉会長代理が言われたことは、私たちのこの分科会での議論の方向性とそう変わりはない。やはりむしろ消費者行政部局主導でちゃんと引っ張っていくことを強調した取りまとめと認識しております。ただ、今、おっしゃっていただいたように具体的に今後進めていく上ではいろいろな工夫が必要かなと思いますので、また課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかはいかでしようか。

岩本委員、お願ひいたします。

○岩本委員 部会に関わった者として、今の千葉先生や原委員の御懸念は当然議論されて、第4回で特にその点が取り上げられていました。実は今日の取りまとめの14~15ページが、おそらく取りまとめの核となっていまして、議論の中心になったのは、要するにコーディネーターが中心ではなく、コーディネーターを自治体が支援する、要するに消費者教育の責任部局は自治体なのだと。一番怖いのはコーディネーターにやらせてしまうことで、それは例えば外部委託の問題になってしまって、その消費者教育の責任はどこがとるのですかといったら、やはり教育の責任は自治体が負うものなのです。

そのあたりから、自治体におけるコーディネート機能の強化という第5の章があって、その中にコーディネート機能を発揮するために自治体がどうするかは15ページにあって、さらにそれはやりっぱなしではありませんよということが第6のほうで裏面の16ページにPDCAサイクルに基づいてと書かれていることなので。ただ、千葉先生が今お話ししていましたようにコーディネーターを自治体の中に置くのか、外に置くのか、あるいは教育部

局との中間に置くのか、どの位置づけかは次の課題になっていくのだろうと思思いますけれども、とりあえず今回の取りまとめに基づいて動かしてみて課題が明らかになって、またコーディネーターの位置づけが決まってくるのだろうと考えたところでございます。

○東会長 ありがとうございました。

清水委員、お願ひいたします。

○清水委員 今の千葉先生のところの7ページです。現場の相談員が見ると、ちょっと大阪府がぱっと出てくると違和感があって、先ほど企画官が言わされたように、いろいろあった中の3つなのだと言葉で説明を受けるとわかるのですが、この書きぶりですと分かりにくいので、ちょっと配慮いただきたいと思います。

今、名古屋市から全相協が高齢者見守り支援講座を受託しています。その事業は高齢者の見守り支援に向けて連携をつくる前の段階で、受託業者として全相協が事業者に声をかけているのです。そのときにやはり「何者だ」と言われて、消費者行政部局の本庁についていってもらっているのです。全面委託を受けても交渉の現場ではやはり行政部局がついでいかないと、特に事業者とか、そういう方たちを見守りに囲い込む前段として説明ができるないという、まさに現実として悩んでいるところがあります。今回は地域教育推進協議会のことでのこれからやっていかなくてはいけないので、それは書きぶりで、配慮していただきたいと思いました。

そういう部分で何カ所か書きぶりのところを御指摘させてもらってもいいですか。一回切ったほうがいいですか。

○東会長 では、一度切っていただいて、先ほどの議論、消費者行政部局がやはりちゃんと企画・立案をして、主導となってやることについては、岩本委員に補足の説明をしていただいたとおり、この分科会の中でもかなりそこはしっかりと話し合いをさせていただいたところでございます。

それから、清水委員のほうから書きぶりで少し御指摘をいただこうとしているところなのですけれども、この取りまとめ自体はこの形で一応完成はしているものです。もし今後、またこの先を進めていくときにニュアンスとか御意見が反映できることもあるかと思いますので、そういう範囲でもし御意見があればお願ひいたします。

○清水委員 今までの報告だと先駆的なものが前に出てしまって、それはその人がいるからできるのではないかという一部の議論があったようですが、今回、そういう意味では方向性として示して、組織として、そしてやらなければいけない職域という意味ではっきりしたことはいいと思いました。

しかしながら、2ページのところで、第1期、第2期の推進会議の議論がある中で、その議論を踏まえず、これが書面としてひとり歩きしたときの心配事を4点だけお話しさせていただきたいと思います。

コーディネーターの定義の2段落目です。「これは、消費者教育コーディネーターという職に就いた者が果たすことが期待」というところで「資質や要件を示したものではない」

ということで、注釈で4がありますが、もともと職域とか職務としての位置づけがされているので、こここの文書の3行が要るかどうか。書いてしまうと誤解する人がいるのではないか心配です。あくまでも資質や要件を示したものではなくて、職域だとか職務だということについて私たちはわかっています。ここに書いてしまうとせっかく明確化された定義がわかりにくいのではないかと思いまして「これは」から「示したものではない」というのは削除していただけたらというのが1つです。

次は4ページなのですから、「この『若年者の消費者教育分科会』の取りまとめは」という段落のところで「想定される人材として、元教員や行政経験者など」となっていますが、是非とも消費生活相談員と入れていただければと思いました。行政経験者というのは私たちも行政の相談員なので含めているという解釈でいいのであれば問題はないと思いますが、分かりにくいと思います。

次は6ページです。3の「消費者教育コーディネーターの必要性と具体的な役割」ですが、そこの第2段落目の「消費者教育コーディネーターに求められる役割とは」というところで「役割とは」と書かれている4行目で「コーディネータトの到達点である」という書きぶりのところなのですが、到達点と言ってしまうと、次期推進会議で、もっとコーディネーターのあり方について議論されると思うので、ここは「多様な関係者や場をつなぐことである」ぐらいで、この「コーディネートの到達点である」というのは省いてもらうとわかりやすいかなと思いました。

最後は14ページです。一番上の2行も取っていただいたほうがわかりやすいと思います。13ページのところなのですが「しかしながら、こういった専門性は、行政による総合調整の下で消費者教育コーディネーターとして業務に当たる中で、経験を積み重ねながら形成していくことが期待できる」と終わったほうがわかりやすいのではないかと思いまして、提案させていただきました。

○東会長 ありがとうございました。

先ほども申しましたように、取りまとめとしては、これは確定したものと。

○清水委員 企画官からの話を聞いて、以前からの議論でそのとおりだと思うのですけれども、読んだ方が分かりやすいようにしたほうがいいと、気になったので発表させていただきました。

○東会長 ありがとうございます。しかしながら、今言っていた点はやはり微妙な書きぶりのニュアンスで、そこまでの議論を熟知しないで読んだ人がどう捉えるかという部分は、やはり大事なところでございますので、また、今後の参考とさせていただきたいと思います。

事務局から今の点で何かございますか。よろしいですか。

○米山企画官 それでは、いずれにしましても会長にちょっと御相談の上で、今後、こういう考え方はもちろんいただいたとして、このもの自体をどうするかについてもちょっと預からせてください。

○清水委員 私は相談員という立場ですから、先ほど企画官が言われたように、一般に読んでわかるようにというのが主旨で、もちろん国が出すものですからそれを優先していたい、とは言いながらも1期、2期の推進会議を踏まえたものでないと分かりにくいくて、できるだけわかりやすくということで申し上げました。

○米山企画官 ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、後の議題もございますので先へ進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、手短にお願いいたします。

○萩原委員 消費者行政の現場である消費生活センターの例としてお話をしたいと思います。千葉会長代理からもお話があったように、消費者行政部局がリードしていくということは、私もこの分科会にいましたし、必要があることは理解しております。

また、コーディネート機能につきましては、今まで事例を見聞きし、国民生活センター主催の全国消費者フォーラムなどを見ても、各地域でそれぞれの手法があり、地域の特性があるものと承知しております。例えば私の経験でお話すれば、行政職員はいろいろな職場を回るからこそ、その場その場での関連する人材を承知していく、多様な職場を異動することにより、蓄積した人材をつなげることもできますので、あり方は今回のように提言でまとめますけれども、コーディネーター人材の捉え方としては多様であるものと考えております。地域にフィットしたもの、培われたものができればいいかなという幅が必要であろうと思います。

また、消費者教育推進地域協議会につきましては、やはり千葉会長代理がおっしゃるとおり審議会のイメージで、諮問、答申、提言というような状況が多いのではないかということでおいきますと、行政による企画、計画策定に際して意見を聞く、というようなところが多くの実体的な消費者教育推進地域協議会の機能ではないかと考えますので、具体的な活動の場となると各市町村では難しい部分もあるのではないかという現状をお伝えしておきたいと思います。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。

この消費者教育推進地域協議会のことは、おそらくまた次の会議ではかなりしっかりと検討していくことになるかと思いますので、またこういった御意見を参考にしていただければと思います。

では、先を急いで恐縮ですが、次の議題へ移らせていただきます。「第3期消費者教育推進会議取りまとめについて」でございます。本日はこの第3期消費者教育推進会議の最後の会議となります。今期の審議の概要、それから今後の推進会議における検討課題について、事務局で取りまとめていただいております。御説明をお願いいたします。

○米山企画官 それでは、資料3について御説明いたします。ただいま会長からもありま

したように、今見ていただいている検討課題について（案）といいますのは、あくまでも事務局で、これまでこの会議でやっていただいたことをつらつらとまとめて書かせていただいているものでございます。ですので、例えば最初のところにございます19回の推進会議の資料より抜粋して、今回はこのような議題をやりますということが書かれていましたという確認です。

ページをめくっていただきまして2ページ目のところでは、まず、基本方針の変更という5年に一度見直すことが法律上あります。そちらの変更の閣議決定に向けて推進会議の御意見を聞きましたことが記録として書いてございます。そして、その中の当面の重点事項がこの3つであって、その3つのうちの1つ目、2つ目、3つ目についてこれこれこういうことをしましたということです。

1つ目が若年者の教育です。消費者教育分科会で、先ほどから出ている教員の指導力の話と、今回の教材のあり方について、こちらの御検討をいただきました。

4ページですけれども、（2）で分科会を設けて今御議論いただいた内容を、基本的には御紹介の形でかいづまんで書いているところでございます。

3つ目の高度情報通信ネットワークについては、前回の推進会議のところで、第3期では取り扱わないということで、とりあえず先に送っております。

ここまでが会議でやっていただいたことです。

そして、5ページ目の「その他」は、先ほど最初に御議論、御意見を頂戴した消費者教育の推進に関するアクションプログラム、こちらの進捗に関してはフォローアップにおいて、推進会議の意見も聞くと書いておりまして、それを聞かせていただきましたという、これも記録でございます。

これらあたりは事実としてこういうものですという御紹介にとどまるわけでございますので、4のところが次期の会議における課題になります。こちらは今、1つ目、2つ目の議題の中でも若干出てまいりましたけれども、同じく3つの重点課題、この基本方針は5年間を期間としておりますので、昨年変更の閣議決定をしたもののがこの後まだ4年続くわけでございますので、その間でこの3つのことを進める立て付けになります。

1つ目の若年者に関しては、ポータルサイトというサイト自体よりも、情報提供の在り方について、いただいた御意見を踏まえて作業をやっています。これは分科会をつくるというよりも、事務局といいましょうか、消費者教育推進課としてやっていく中で、そのときそのときに先生方の意見をいただきなり、もしかすると何か検討会をすることもあるのかもしれません。そんなことをイメージしてここに書いています。

2つ目は今の地域連携の分科会は、こちらは分科会を立ち上げて、同じく今も御議論ありました推進地域協議会はどうだと、あと、推進計画は工程表も含めたPDCAが要るのではないかといったことが多分議題にしていただくことだろうということです。

そして、3つ目の高度情報通信ネットワークです。1月の24回の推進会議でちょっと今は時期が早いですねという流れで御説明をしたのが、半年たってもう時期が満たしたか

というと、まだという気は若干いたしますが、こちらにつきましても、もうやりませんということではもちろんなく、当面の重点事項に書かれた内容でありますし、社会情勢や他の施策、消費者基本計画なども念頭にしているのですが、そういった策定状況なども考えながら幅広く専門的な御知見を得た上で、どのようにしていくかを検討するべきではないかというのが、事務局からの今の時点での提案でございます。

最終的には、今日御議論いただきて固めたものをトップにして、これまでこの推進会議でやっていただいた若年者の分科会の2つと、それから、本日の地域の分科会の報告がまとまった形でホームページに掲載されて、全部が見られるような形にしたいなと事務局では考えております。

説明は以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明にありましたように、今期の推進会議での議論を追いかながら、ポイントとなる点をまとめていただいております。基本的には基本方針の見直しで重点事項に挙げられた3点を踏まえながら分科会を設置して、3番目の情報通信ネットワークのことは少しだけ時期が早いということでしたが。次期につきましても、やはり重点項目に書かれた3つの内容を柱といたしまして、今回、提言で出ているような内容を中心に検討を進めていくようなまとめ方になっております。

何か御意見ございますでしょうか。こちらはまだ一応案ということです。

原委員、お願いいいたします。

○原委員 第3期は取りまとめということで、今までやってきたことのまとめになると思いますが、第4期で高度情報通信社会への取り組みは是非お願いしたいと思います。今までやれなかつたのは、時期が早いというお話を今なさっていましたけれども、事務局がそのときに話されたのは、人数が足らないから担当しようにも課題をほかにも抱えているのでこれに割く体制がとれないというお話でした。時期は遅いぐらいなので是非お願いしたい。

この世界は、法規制はとても追いつかないで、やはり個々人がネットリテラシーを上げていくことが非常に重要なことで、ここの会議でいい提言を期待したいと思うのです。多分また分科会をつくって検討になると思うのですが、今までの分科会のつくり方はこの委員の中からピックアップをして主なメンバーをつくってやっていらっしゃいますけれども、この高度情報通信社会となると、やはりメンバー構成とかも一工夫が必要でしょうし、ヒアリングをする先だとか、それから今日は総務省も来ておられますけれども、ほかの各省庁の意見とか、検討する体制をまずどうするかをしっかりと整えてからやっていただけたらと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

千葉会長代理、お願いいいたします。

○千葉会長代理 基本的に先ほど岩本委員もおっしゃっておりましたし、今、原委員もお

っしゃっていたところだと思うのですが、この高度情報通信関係のところの教育については、半年経ったから時期がではなくて、もう待ったなしなのですね。

2020年に基本的にキャッシュレス化を国として4割ということで進めると未来投資戦略のところにも書いてありますと、これは銀行の口座振替とか、口座振込といったようなものを除いても4割と言っていますので、消費生活の至るところでキャッシュレス化、デジタル化が相当に進むことになります。今お話をあったように、被害を出さないように早く教育して啓発する作業をしないといけないと思います。法律ができるかどうかの問題ではなくて、どのように生活の中でこのデジタル化の問題を考えるかという点について消費者教育推進会議として提言をする必要があると思います。

また、原委員から御指摘がありましたように、委員だけではなくて専門委員を活用して先端の知識をよく理解した上で最も消費者、利用者にとって必要なもの、しかも年代ごとに段階的に理解できるような状態を生み出す体制づくりを次期の会議で即刻やっていただきたいと思います。

○東会長 ありがとうございました。

今、原委員、それから、千葉会長代理から御意見をいただきました。次期推進会議における課題の3点目です。高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進については、今期はまだすぐには難しいということでございました。時期についてはさらに先延ばしというニュアンスは文章の中にはないのですけれども、何となく今、事務局の説明をうかがい、タイミングをとるのがやはり難しいかなと感じました。

しかし今、御意見をいただいたとおり、即刻ということでございます。が、本当に待ったなしの状態であるけれども、実際にこれを立ち上げようとすると、メンバーとか、体制とか、かなり工夫も必要なので、そういう意味では慎重といいますか、きちんと体制を整えて臨む必要はございます。

ただ、やはりこれは本当に一刻も早く専門委員を活用した形での分科会として議論を進めるべきだというニュアンスをこの3番目のところに。もうちょっと、早期にやる必要があることを入れ込んでいくことはさせていただきたいと思います。

専門委員に関しましては、6ページの最後に「幅広く専門的知見を有する者の協力を得ながら」というような表記としては入っているのですけれども、不足するようでしたら、また検討させていただきたいと思います。

千葉会長代理、どうぞ。

○千葉会長代理 検討のところで、是非お願いしたいことがもう一点ありますと、今日の関係官庁の出席者リストを拝見しますと、この高度情報通信ネットワークのところでは、少なくとも経産省と個人情報保護委員会の参画をいただかないといけないと思います。総務省は少なくとも今日の出席リストにはあるのですけれども、ほかは出てきていないことになりますので、一応そういう前提でお願いしたいと思います。

○東会長 ありがとうございました。

青木委員、お願ひいたします。

○青木委員 私も当初からこの高度情報化のところは様々に枠組みが変わるので必要だと思うので、是非次期はお願ひしたいと思うのですが、そのときの論点の1つで、いわゆる消費者の位置づけです。明らかにオークション、メルカリを含めて消費者自身がいわゆる事業的な立場に立つのがこの高度情報化だと思うのです。従来の消費者対事業者とかではないので、その辺の枠組みのところも含めて、救済という形だけではなく、やはり消費者自身が健全な事業者として、いろいろな高度情報化を活用していく視点も含めて教育という、ちょっとポジティブ側のそこも含めた御議論にしていただきたいなと思うので、是非次期はよろしくお願ひしたいと思います。

○東会長 ありがとうございます。

尾上委員、お願ひいたします。

○尾上委員 私も4年間関わらせていただいて、いろいろ勉強させていただきました。立場的には保護者の立場で参画させていただいていると思っていますが、今まで家庭ということが全然出てこなかったが、そこは重要なところなのではないかなと感じております。ついこの間までPTA会長をさせていただいておりました。広報誌に2年続けて消費者教育の重要性と成年年齢の引き下げに関する記事を書き、また、総会でもその話をさせてもらったのですが、の中にもあるように他人任せといいますか、学校でやってもらえる、世間がやってもらえるという感覚がどうやら保護者にはありました。

これから家庭にも影響がある、今、話が出ていますスマホ決済とか、電子マネーに関しては、全て保護者が責任を持っていく。プラス、子供たちに消費者として経験豊富な保護者が教えないで浸透していくのではないかと感じております。高校の総会の中でも今の中学3年生から、同じく高校1年生、2年生の子たちも含めて18歳になると、すぐ成年になりますよと話をしたのですが、驚いた方のほうが多い多かったので、情報は伝えることもそうですが、家庭の中でどれだけ話ができる環境にあるかということも大事かなと感じておりますので、もう少し家庭というところを踏み込んで次期議論していただければなと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

坂倉委員、お願ひいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

全く別の観点になりますが、次期推進会議における課題について、1つ意見を申し上げさせていただきたいと思います。基本的には挙げていただいている3つでよろしいかと思うのですが、私が気になるのは消費者市民社会の理解促進です。消費者市民社会の意味とか、重要性の理解はまだまだ不十分であると思いますし、一方で近年、SDGsとか、持続可能な社会という考え方方が世の中に広まってきて、エシカル消費など消費者に対する役割も

期待されるようになっています。

ただ、一方で特にここ1～2年は、成年年齢引き下げが大きな問題だったので、どうしても消費者被害に遭わなかったための教育が優先されがちだった。それはもちろんそれでいいと思うのですが、一方で消費者市民を育むことが後回しというか、2番手になりがちだったのだと思うのです。

今、我々は3期ですけれども、前回の2期のときには消費者市民社会についてワーキングチームをつくられて、パンフレット案までつくられたことがありましたが、残念ながらこの3期ではその後どうなったか振り返ることがなかったように思うのです。ですから、次期、4期のときは、この消費者市民社会の理解促進について、もちろんここに挙げていただいている3つよりは優先順位は低いかもしれませんけれども、どこかでこの進捗を確認するなり振り返ることをしていただければと思っております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。

萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 たびたび発言をさせていただき失礼いたします。

皆さんおっしゃっているとおり、重点としてはよろしいと思っているのです。ただ、幾つか意見が出ましたように、第1期、第2期でも積み残しをしてきた課題があるわけでございます。それが例えば家庭の問題でもあるし、消費者市民社会の話でもあるわけです。ですから、ここは重点というまとめとしてはいいのですけれども、どこかの時点で第1期、第2期の積み残しについても一度触れていただき取り扱いを含め方向性について御検討いただきたいと思ってございます。

○東会長 ありがとうございました。

片山委員、お願いいたします。

○片山委員 若年層の分科会がスタートするときにはいわゆる成人年齢引き下げという観点からであったわけですけれども、わずか1年ぐらいのところで先ほど青木先生が言われたように消費者が事業者になるということが、ネットを介すかどうかは別にしても学校現場でもみられます。そのことによるトラブルが危惧されます。なので、言われたとおり、消費者側だけからの教育では被害であるのか、加害であるのかわからないので、これまでとは異なる消費者問題が出てくるであろうなど、本当に変化の激しいところで感じております。

私は今、社会科はなかなかうまくいかないと最初に言われました社会科の者ですけれども、学会でお金の役割、いわゆるキャッシュレス化が進む中での貨幣の意味についてかなり研究しておられる方もいたりして、本当に形のないお金を子供たちにどのように教えていけるのかという非常に大きな課題があります。

次期課題につきましてですが、若年者の消費者教育をポータルサイトという視点だけではやや具体的な課題過ぎるのではないかという印象も若干受けます。3番目に挙がって

いる視点、すなわち、やはり社会の大きな変化の中で考える必要を感じます。若年者だけでなく、高齢者も含めて消費者というラインが非常に曖昧になってきていること、その曖昧さをどこで、例えばコーディネーターがどのような役割を果たすのか、学校がどのような役割を果たすのか少し広い視点からの追求の課題も要るのではないかと感じております。

ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。そろそろ終わりの時刻が近づいております。

岩本委員、お願ひいたします。

○岩本委員 この3つの課題をさらに深化させていくことで私はいいと思います。それぞれ、例えば今日の1の内容でもポータルの見直しをやった、それから、教材のあり方を考えたことと、冒頭に言いましたけれども、やはり教育内容をもう一度確認することと、最初につくったときに各ライフステージのマップをつくりましたけれども、その見直しも含めて、何をしているのか、これは幼児から高齢者も含めてあります。

今日、最初にアクションプログラムの中に法務省で法教育のところが入ってきたことがあります。今、尾上委員が言われました家庭向けというのは同時に幼児向けでもありますから、例えば約束教育とか権利の部分の教育とかを法教育で充実させていくところと組み合わせが必要なのかなと感じました。

それから、消費者の特性の2番目につきましても先ほどの報告のとおりで、多様な関係者が協力するところに今回中心が置かれましたけれども、今、5ページにありますように消費者の特性という部分、やはり今度はここに軸足を置いたところでやっていただきたい。一例で言いますと、障害者向けの表示はどうするのだろうかというようなことを考えていく場合に、やはり個々のいろいろな特性、障害の有無の問題とか、いろいろな特性がありますから、ここに焦点を当てて、多様性を関係者の取り組みの中で進めていくのかというところに是非尽力していただきたいと思います。

3番目は既に議論がありましたけれども、先ほど千葉会長代理が言われたほかに、今日、公正取引委員会の方も陪席で入っておりますので、今、GAFAの規制も始め、そうした規制の部分の基本的な考え方があって、是非そこも加えていただく工夫があればいいなと思っております。

ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、本当に終了時刻が近づいてまいりました。今、いただいた御意見を一つ一つ繰り返すことはいたしませんが、おおむねこの3つの重点項目に従って進めることについては、御賛同いただけているということでおよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 プラスアルファといいますか、そういうしたものと関連づけながら、今、いただいた課題があることをもう一度きちんと認識して、こちらはまだ案ですので、この後、うまく御意見を反映できるところは、また事務局と協議して進めていきたいと思います。特に萩原委員からありました第1期と第2期の積み残しについてもう一度見て、という作業は、本来でしたらやはり必要なのかなとも感じたところでございます。

そういたしましたら、この議題の3つ目につきましては御意見を事務局でまた御検討いただき、今回最後でございますので、恐縮ですが私のほうで会長一任で後の加筆・修正につきまして確認させていただきたいと思いますが、それで御了承いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 ありがとうございました。そのほかの取りまとめ等につきましては一応形としてでき上がったものでございますし、それから、各委員からも事前に御意見をいただいた上でのまとめという形にもなっているところでございますので、これはこれということで、また、それに関していただいた御意見は今後のところで生かせるものに反映していくということにさせていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、本日の審議につきまして伊藤長官から何かいただけましたら幸いでございます。

○伊藤長官 座ったままで大変失礼いたしました。本日は大変御熱心な御討議ありがとうございました。今日は第3期の推進会議の最後ということで、本当に2年間、御審議いただいた上で、また、今後の取り組みについての方向について、指針をお示しいただいたことに対しまして、心から感謝をしたいと思います。

お伺いしていて、消費者庁はこの9月で10年ですし、消費者教育推進法も平成24年12月に施行されて、今回は5年目をまたぐ2年間ということで、非常に大事な時期をお務めいただいたかなと思っています。お話を聞いていても、やはりだんだん始めのころから少しフェーズが変わってきたのかなと思います。そもそも消費者は、要は何、誰ということも、先ほどの若者もあれば、独居の高齢者もあればという様々な主体があつたり、主体が相当性格が多様になっている。

あるいは世の中の情報化の話がございましたけれども、世の中自体が追っかける以上にというか、追っかけるよりどんどん先に行ってしまっている状況の中で、どのようなことをやっていかなければいけないかを考えなればいけない。

その上で、では、消費者行政は恐らく10年たってかなり体制も、消費者行政はもっと前からやっているわけですけれども、消費者庁ができるからということを考えますと、大分体制が整ったとはいえ、本当にしっかりしたものになっているかというと、今日お話があったように個人から組織へという話を今しているような状態でございますので、やはりまだこれからかなと。

そういう中で、やはり少しサステイナブルなものにきちっとなっていく必要があって、

そのためには先ほどからありました組織として、あるいはもしかしたらそれぞれの主体の役割と、役割を認識した上でどういう連携があるか、落ちがないようにおそらく重層的にやっていくことも多分大事なのではないかなと、私もまだ着任してそんなに経っていないものですからあれですけれども、何かそういうことを、また、今日のお話を伺いしながら改めて考えさせていただいたところでございます。

その中でも消費者教育は非常に大切なテーマということで、宮腰大臣も非常に忙しい中、今日は是非出るのだと同席させていただいたわけでございますが、新しく消費者教育推進課もできましたので、ただ、正直言って消費者庁自体は組織として小さいです。御案内のとおり、いろいろな方々を集めても全体で500人ぐらいの組織ですから、我々だけできることは少ないと思っています。そういう意味ではいろいろな関係省庁、それから、ここにお出でいただいているようないろいろな主体の方々に一緒にになっていただいてやつていく必要があるかなと思っております。

次の期におきましても、またいろいろな議論をしていく必要がございますので、引き続きの御指導、あるいはいろいろな御助言をいただくことをお願い申し上げまして、今日のお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○東会長 伊藤長官、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。2年間にわたりまして、熱心に御議論、御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。